

独立行政法人中小企業基盤整備機構役員退職手当支給規程

平成 16 年 7 月 1 日
規程 16 第 5 号

改正 平成 17 年 9 月 9 日規程 17 第 25 号
改正 平成 22 年 12 月 1 日規程 22 第 61 号
改正 平成 25 年 4 月 1 日規程 24 第 21 号
改正 平成 27 年 3 月 31 日規程 26 第 45 号
改正 平成 28 年 6 月 30 日規程 28 第 18 号
改正 平成 30 年 2 月 27 日規程 29 第 20 号

(総則)

第 1 条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の役員（非常勤役員を除く。以下同じ。）に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の支給及び返納等)

第 2 条 退職手当は、役員が退職したとき又は解任されたときはその者に、死亡により退職したときはその遺族に支給するものとする。ただし、退職手当の支給制限及び返納の取り扱いについては、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退職手当法」という。）第 12 条から第 17 条までの規定（第 12 条第 1 項第 2 号、第 13 条第 4 項、第 8 項及び第 9 項、第 14 条第 1 項第 2 号及び第 4 項、第 15 条第 1 項第 2 号、第 2 項及び第 5 項、第 16 条第 3 項並びに第 17 条第 2 項、第 5 項及び第 8 項の規定を除く。）を準用する。この場合において、「当該退職に係る退職手当管理機関」、「退職手当管理機関」及び「当該退職手当管理機関」とあるのは「機構」と、「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「公務」とあるのは「機構の業務」と、「懲戒免職等処分を受けて退職した者」とあるのは「独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 23 条第 2 項（第 1 号を除く。）又は第 3 項の規定により解任された者」と、「職員」とあるのは「役員」と、「基礎在職期間中」とあるのは「在職期間中」と、「懲戒免職等処分」とあるのは「通則法第 23 条第 2 項（第 1 号を除く。）又は第 3 項の規定による解任」と、それぞれ読み替えるものとし、解任された者は退職をした者とみなすものとする。

(退職手当の額)

第 3 条 退職手当の額は、在職期間 1 月につき、その者の退職の日（解任の日を含む。以下同じ。）における月例支給額に 100 分の 10.4625 の割合を乗じて得た額に、主務大臣が決定する業績勘案率を乗じて得た金額とする。ただし、第 5 条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた役員の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1 月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの月例支給額に 100 分の 10.4625 の割合を乗じて得た額に当該異なる役職ごとの業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間及び役職別期間の月数の計算は、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 前条ただし書の場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の場合の扱い)

第5条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給は、引き続き在職したものとみなし、その者の退職手当は支給しない。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(退職手当に係る特例)

第6条 役員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員(退職手当法第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)となるため退職をし、かつ、引き続いて国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第3条ただし書の適用に係る月例支給額は、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、理事長がそのつど定めるものとする。

3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続きいた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

5 第3項の規定に該当する役員が退職した場合(前項の規定に該当する退職の場合を除く。)における退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、その時点で国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の規定に該当する役員としての在職期間(国家公務員として引き続きいた在職期間を含む。)を退職手当法第7条第1項に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における役員の退職の日における月例支給額は、当該役員が第3項の規定に該当する役員となるため退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該役員の役員としての引き続きいた在職期間等を勘案して理事長が定める額とする。

(退職手当の支給時期)

第7条 退職手当は、法令に基づきその者の退職手当から控除すべき額を控除した残額を、予算その他特別の事情のある場合及び第2条に規定する支給制限を受ける場合を除き、主務大臣が業績勘案率を決定した日から遅滞なく支給するものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第8条 第2条に規定する遺族の範囲及び順位については、退職手当法第2条の2の規定を準用する。この場合において「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(端数処理)

第9条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数はこれを100円に切り上げるものとする。

(細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 中小企業総合事業団（以下「事業団」という。）、地域振興整備公団（以下「公団」という。）又は産業基盤整備基金（以下「基金」という。）の解散の時に役員であった者であつて、機構設立の時に於いて、改めて機構の役員に任命された者の在職期間については、その者の事業団、公団又は基金の役員としての在職期間を機構の役員としての在職期間とみなすものとする。
- 3 前項の規定を適用して、平成16年7月1日（以下「施行日」という。）の前日に現に在職する役員が施行日以降引き続き在職した後に退職した場合に支給する退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
 - 一 平成14年4月1日の前日に事業団、公団又は基金の役員として受けていた本俸月額に任命の日から平成14年4月1日の前日までの在職期間1月につき100分の36の割合を乗じて得た額
 - 二 施行日の前日に事業団、公団又は基金の役員として受けていた本俸月額に平成14年4月1日から平成16年1月1日の前日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額
 - 三 施行日の前日に事業団、公団又は基金の役員として受けていた本俸月額に平成16年1月1日から施行日の前日までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に、「考え方」に基づく業績勘案率（経済産業省独立行政法人評価委員会が「考え方」に基づき決定する機構の平成16年度業績勘案率を、事業団、公団又は基金の役員の業績勘案率とみなして適用する。）を乗じて得た額
 - 四 退職の日における月例支給額に施行日から退職の日の前日までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額（退職の日の前日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職の日における当該異なる役職ごとの月例支給額に当該異なる

役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額）に、「考え方」に基づく業績勘案率を乗じて得た額

- 4 前項において、各在職期間（役職別期間を含む。以下同じ。）の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の合計月数が第4条第1項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、各在職期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の在職期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。
- 5 附則第3項第1号及び第2号の規定による額は、経済産業大臣の承認を得て、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

附 則（規程17第25号）

- 1 この規程は、平成17年9月9日から施行する。

附 則（規程22第61号）

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（規程24第21号）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（規程26第45号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（規程28第18号）

- 1 この規程は、平成28年6月30日から施行する。

附 則（規程29第20号）

- 1 この規程は、平成30年3月1日から施行する。